

独占禁止法改正と事業者意識の変化

《ポイント》

- ・ 独占禁止法の強化改正(平成17年)を受けて、最近の違反事件の処理においては、課徴金の高額化や刑事告発の増加等、措置の厳格化がみられている。
- ・ 一方、事業者においても、独占禁止法の規制強化等を契機に、法令順守体制の整備が進むとともに、違反行為の下で存続可能であった非効率的な事業部門からの撤退等が行われるなど、横並び体質の見直しの動きがみられる。
- ・ 独占禁止法については、引き続き違反行為に対する抑止力を高めるための改正法案が今通常国会に提出された。現下の経済状況は非常に厳しいものであるが、事業レベルでは、国際競争力の維持や創意工夫に基づく事業展開による新たな需要の創出・拡大が求められている。独占禁止法の規制強化を契機とする事業者意識の変化を定着させることが期待される。

1. 厳格化する独占禁止法違反に対する措置

さる2月18日、公正取引委員会は、塩化ビニル管等の価格カルテル事件に関して、2社に対し、それぞれ、1社に対する命令額で過去の最高額(24億円)を上回る79億円と37億円の課徴金納付を命じた。

百億円単位の制裁金や罰金が科せられているEUや米国と比べると、その水準は依然と低いものであるが、わが国でも独占禁止法違反行為に対する課徴金額が高額化してきている。

今回、課徴金額が高額となった要因としては、塩化ビニル管等のカルテル対象品目の売上高が大きかったほか、平成17年の独占禁止法改正により、課徴金の算定率が引き上げられたことが関係している。すなわち、課徴金の算定率は、原則6%から10%へ引き上げられ、過去10年以内に違反行為を行ったことのある事業者については15%の割増の率が適用されることとなっていた。2社については、この15%の率が適用されたものである。今回の違反行為は、改正法が施行される前から継続していたものであるため、15%の算定率が適用されたものは平成18年以降の違反行為に限られている。仮に、当該行為が今後も継続された場合には、課徴金額は高額化することとなる。本件は課徴金減免制度が利用された事案であり、課徴金の納付が免除された違反行為の自主的な報告者と納付を命じられた事業者との格差が大きい点も特筆される。

また、昨年11月、12月に、公正取引委員会は、溶融亜鉛めっき鋼板の価格カルテル事件について、法人3社、従業員6名を刑事告発した。

平成 18 年以降、独占禁止法違反事件について刑事告発を行う件数（4 件）も増加してきているが、価格カルテルについて刑事告発が行われるのは 17 年ぶりであった。価格カルテルは代表的な独占禁止法違反行為であり、事業者としても違反しやすい行為であることを踏まえると、今回、価格カルテルを犯罪として告発し、起訴が行われた意義は大きいと考えられる。

2. 独占禁止法強化改正後の事業者意識の変化

従来、わが国では横並び・談合体質が根強く、カルテル・入札談合が同一業界においても繰り返し行われ、跡を絶たない状況にあった。このため、平成 17 年に、独占禁止法違反行為に対する抑止力を強化するため、①違反行為に対し課せられる課徴金の引上げ、②刑事告発を目的とする犯則調査権限の導入、③違反行為を自ら報告してきた事業者に対し、課徴金の納付を免除又は減額する制度（課徴金減免制度）の新設等を内容とする改正が行われた。上記 1 の違反行為に対する措置の厳格化の状況も、改正法の施行に基づくものである。

平成 17 年の法改正の内容及びその運用等に伴い、事業者の独占禁止法順守に対する意識も変わってきている。

課徴金の引上げ等、違反行為に対する不利益措置の内容が重くなる一方で、課徴金減免制度が新設され、カルテル・入札談合が発見されやすくなった状況の下では、違反行為を放置することのデメリットが大きくなった。このため、事業者は、一般的な法令順守のための取組に止まらず、違反の疑いのある行為の有無を常に自ら調査、把握できるような体制を整備することが必要となっている。

改正法施行後に、自ら違反行為を調査し、課徴金の減免申請が行われた件数も多く（平成 19 年度末で 179 件）、事業者単位や企業グループ単位でみると、法令順守体制を強化することにより、複数の事案について違反行為の報告を行っている状況も多くみられる。

また、公正取引委員会の独占禁止法違反行為に対する調査及びそれに基づく処分を機に、事業者の中には、違反行為が行われた事業分野からの撤退、他の事業者へ事業譲渡等を行う動きもみられる（例えば、鉄橋上部工工事、し尿処理施設建設工事等の分野）。これについては、違反行為の下で、存続可能であった非効率的な事業部門を見直し、競争力のある事業部門や成長部門への事業の再編を図る動きととらえることができる。

なお、入札談合行為については、発注者からの違約金の請求や住民などによる損害賠償請求訴訟の提起も積極的に行われるようになってきている。地方公共団体が発注したごみ処理施設建設工事に係る入札談合事件では、各地で損害賠償請求訴訟が提起されており（公正取引委員会の把握しているもので 19 件）、受注額の 5 から 10% 程度の額である 10 億円前後の損害賠償金の支払いを命じる判決が出されている。

また、わが国事業者が海外の事業活動に関して、EU 競争法や米国反トラスト法違反と認定され、多額の制裁金、罰金が科せられている状況にある。これらも、事業者に対し法令順守の取組を促すものとなっている。

3. 新たな独占禁止法改正の動き

平成 17 年の法改正に当たっては、施行状況等を踏まえて所要の見直しを行うこととされており、その検討結果を踏まえて、昨年の通常国会に改正法案が提出された。この法案は昨年末の臨時国会で審議未了廃案となったが、所要の修正を行った上、改めて現在開会中の通常国会に改正法案が提出された。

この改正法案のうち、違反行為に対する調査、措置に関するものとして、①課徴金の対象となる違反行為の範囲の拡大（排除型私的独占、一定の不公正な取引方法（優越的地位の濫用行為、同一の違反行為を繰り返した場合の不当廉売、再販売価格維持行為等）に拡大）、②カルテル・入札談合において主導的役割を果たした事業者に対する課徴金算定率の割増（5割増）、③カルテル・入札談合等の違反行為に対する刑事罰の上限の引上げ（個人の懲役刑の上限を3年から5年に引上げ）、④排除措置命令、課徴金納付命令の除斥期間の延長（従来、違反行為終了後3年経過すると措置を採れなかったが、この期間を5年に延長）、⑤課徴金減免制度を利用しやすくするための制度の拡充（対象事業者数を最大3社から5社に拡大、グループ会社による共同申請の許容）等が改正事項となっている（注）。

今回の改正内容については、平成17年の改正からの期間が短いこと等もあり、課徴金水準の全般的な引上げ等は行われていないものの、引き続き、独占禁止法違反行為の発見をより容易にするとともに、違反が発見された場合における不利益措置を一層強化する内容であり、違反行為に対する抑止力を高める効果を持つものとなっている。特に、②については、カルテル・入札談合が成立・継続する上で、主導的な事業者の果たす役割が大きいのが一般的であり、このような事業者に対する割増率の適用制度の新設は、カルテル・入札談合に対する抑止効果が大きい。また、これによって、例えば、繰り返し違反行為を行い、かつ、主導的な役割を果たした事業者については、売上高の20%の課徴金が課せられることになる。

カルテル・入札談合行為については、需要者に不利益を与えるばかりでなく、事業者にとっても長期的には効率性の向上と革新性を犠牲にし、事業者の成長を妨げるものであるが、カルテル・入札談合行為等によって、売上・収益の確保・継続を図る誘引も強い。しかしながら、独占禁止法の規制の強化、独占禁止法違反行為に対する国民の意識の変化等によって、独占禁止法違反行為は、事業者にとって割の合わないものになりつつある。

現下の経済状況は大変厳しいものであるが、事業レベルでは、グローバル経済の下で、常に国際競争力の維持を図っていくことが必要であり、また、創意工夫の発揮に基づく事業展開により、新たな需要を創出・拡大することが求められている。

独占禁止法の強化改正等を契機として、独占禁止法遵守についての事業者の意識も変わってきていると考えられるが、引き続き、改正法の趣旨を踏まえた適切な法運用と法律面での一層の整備を行うことによって、この機会にその流れを定着させることが重要と考えられる。事業者においても、近年の規制動向等を踏まえた事業活動の展開や事業体質の改善を図ることが期待される。

（注）その他の主な改正事項としては、①株式取得について、合併等の場合と同様な事前届出制の導入、②株式取得、合併等の届出基準の引上げ等がある。

◆『日本総研 政策観測』は、政策 이슈ーに研究員独自の視点で切り込むレポートです。本資料に関するご照会は、下記までお願いいたします。

調査部 ビジネス戦略研究センター 山田（務）（Tel：03-3288-4755）